

公益社団法人秦野市シルバー人材センターグループ設置要綱

(平成20年4月1日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、会員の共働・共助を基本として仕事の分類によるグループを設置することにより、連帯意識と親睦を目指し、積極的意欲をもってシルバー人材センターの事業効果を高めることを目的とする。

(組織)

第2条 グループは、仕事の種類により必要に応じて編成する。

- 2 グループの中に、活動しやすい人数で編成された班を設置することができる。
- 3 グループの編成は、理事会の承認を得るものとする。

(役員)

第3条 各班にリーダーを置き、グループ代表をリーダーの互選により定める。

ただし、複数の班が設置できない場合は、リーダーがグループ代表を兼務する。

- 2 リーダーは、所属会員の互選により選出する。
- 3 リーダーは、必要に応じてサブリーダーを指名することができる。
- 4 リーダーの任期は、理事の任期とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠のリーダーの任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第4条 グループ代表の仕事は、次のとおりとする。

- (1) センターと班の連絡調整にあたること。
 - (2) 定期的にリーダー調整会議を開催すること。
 - (3) 必要に応じてグループ懇談会を開催すること。
- 2 リーダーの仕事は、次のとおりとする。
- (1) 発注者及びセンターとの連絡調整に務めること。
 - (2) 会員相互の自主性を高め、業務の推進に努めること。
 - (3) 常に技術・技能の向上に努めること。
 - (4) 安全就業対策員と協力し、安全就業に努めること。
 - (5) センターの目的達成に必要な情報の収集及び伝達に努めること。
- 3 新たにグループに加わった会員が所属する班は、リーダー調整会議で決定す

る。

(経 費)

第5条 センターは、リーダーがその任務を行なうために要する経費について、予算の範囲内で交付する。

(委 任)

第6条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附 則 (平成19年12月25日議案第9号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月12日議案第15号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月26日議案第12号)

この要綱は、平成27年6月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

公益社団法人秦野市シルバー人材センターグループ設置要綱に定める経費の取扱いについて (内規)

(平成20年4月1日施行)

公益社団法人秦野市シルバー人材センターグループ設置要綱第5条に定める経費は、次のとおりとし、年度途中で交代する場合は、この残金を含めて引継ぎをすることとする。

	区分	対象	積算	支出頻度	備考
1	リーダー手当	リーダー	5,000円	毎年1回	通信費

